

第2次筑前町総合計画後期基本計画等策定支援業務委託仕様書

1.業務名 筑前町総合計画後期基本計画等策定支援業務

2.業務の目的

町の最上位計画である「第2次筑前町総合計画前期基本計画」（以下「前期基本計画」という。）が令和6年度をもって計画期間が満了となることから、町は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とする「第2次筑前町総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）を策定する。

また、「第2期筑前町総合戦略」（以下「前総合戦略」という。）についても同時期に計画期間が終了となるため、第3期総合戦略（以下「総合戦略」という。）を並行し策定する。本業務は、令和3年度以降の社会情勢、当町の状況の変化を踏まえ、後期基本計画や総合戦略の策定に必要な調査分析や意見集約を行い、町民と行政の協働による計画作成の支援を目的とする。

3.委託期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

4.業務の内容

（1）現状・将来動向の把握・分析

社会情勢（SDGs、新型コロナウイルス感染症、人口減少等）及び本町の課題整理、分析を行うこと。

（2）地域経済の動向に関する調査分析

地域経済分析等を踏まえて人口減少が本町の地域経済に与える影響について、各種統計データ等を用いて整理、分析を行うこと

（3）前期基本計画及び前総合戦略の達成度の分析

前期基本計画や前総合戦略における各施策の進捗状況や成果などを確認し、施策の今後の必要性や推進にあたっての課題・問題点などについて、町民意識調査等及び基礎調査等結果を踏まえながら、把握・整理・分析・考察を行う。

（4）後期基本計画及び総合戦略の策定支援

令和5年度に実施した町民意識調査等及び前期基本計画や前総合戦略の評価結果を踏まえ、後期基本計画及び総合戦略を策定する。

- ①後期基本計画及び総合戦略の素案作成
- ②後期基本計画及び総合戦略の相互の関係性の整理の支援
- ③SDG s との関係性の整理の支援
- ④指標設定・見直しの支援
- ⑤トップインタビューの支援
- ⑥各課ヒアリングの支援

(5) 人口ビジョンの見直し

総合戦略の策定基礎となる人口ビジョンについて、統計データ等の時点修正を行い、最新の人口データ等に基づいた人口の将来推計及び分析を行う。

(6) 審議会等の運営支援

有識者、町民等により構成する総合計画審議会等の会議のほか、パブリックコメント等の開催支援を行う。

- ①審議会（5回程度、総合戦略推進会議を含む）開催の支援
会議資料の作成協力及び助言、会議録の作成などの支援
- ②パブリックコメントを実施するにあたっての助言等の支援

(7) 意見交換会またはワークショップ開催支援

資料の作成協力、円滑に会議を運営するためのファシリテーション、記録の作成及び意見の考察などの支援

※意見交換会またはワークショップなどの手法や内容は、予算内の独自提案内容とする。

(8) 原案作成支援

素案に対する意見等を反映し、後期基本計画及び総合戦略の原案を作成する。

(9) 後期基本計画及び総合戦略のデータの作成

後期基本計画及び総合戦略の計画書及び概要版のデータの作成を行い、それぞれ1部ずつ印刷を行う。

※本業務では、データ作成のみで印刷製本は行わない。

	後期基本計画 計画書	後期基本計画 概要版	総合戦略 計画書	総合戦略 概要版
ソフト名	Word	Word	Word	Word
サイズ	A4	A4	A4	A4
ページ数 (目安)	100 ページ	18 ページ	50 ページ	18 ページ

5 成果品

電子データは、Microsoft Office (Word、Excel 又は PowerPoint) により編集可能な形式及び PDF 形式の両方で提出すること。

6 契約に係る要件

(1) 本仕様に示す各会議回数等については現時点での予定であるため、実際とは異なる場合がある。また、本仕様に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる場合は、その都度協議を行うこととする。

本業務の実施に当たっては、円滑かつ効率的に進めるため、発注者と密接な関係を保ちつつ履行すること。

(2) 本業務にあたっては、十分な知識を有する者を配置すること。

7 その他事項

本仕様に定めのない事項や疑義が発生した場合は、別途協議するものとする。